指定訪問介護事業所水郷荘重要事項説明書

＜　　年　　月　　日 現在 ＞

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話　　0299－79－2319（午前8時00分～午後5時00分まで）

＊ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 指定訪問介護事業所水郷荘　の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

事業所名	指定訪問介護事業所　水郷荘
所在地	茨城県稲敷市幸田1252
介護保険指定番号	訪問介護　　（茨城県指定第 0873800262号）
サービスを提供する地域 ＊	稲敷市

＊上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2）同事業所の職員体制

		資格	常勤	非常勤	計
管理者			1名（１）		1名（１）
ｻｰﾋﾞｽ提供責任者		介護福祉士	2名（０）		2名（０）
従事者	介護福祉士		2名（０）	1名（０）	3名（０）
	1～2級修了者		1名（０）	1名（０）	2名（０）
	3級修了者				
	その他				

（ ）内は男性再掲

（3）サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 7:00～8:00	夜間 18:00～19:00	深夜 22:00～6:00
平日	○	○	○	
土・日・祭日	○	○	○	

＊ 時間帯により料金が異なります。

3. サービス内容

（1）身体介護

・食事介助 …… 利用者の障害の程度と健康状態に応じた食事介助をします。

・入浴介助 …… 利用者の障害の程度と健康状態に応じた入浴介助をし、洗身・洗髪を行います。

・排泄介助 …… オムツ交換・トイレ介助・ポータブル介助など、必要な援助を行います。

・清拭 …… 健康状態により、入浴できない利用者に、全身清拭をはじめ足浴など必要な清拭を行います。

・体位変換 …… 必要な時間に、体位交換を行います。

（2）生活援助

・買物 …… 日常生活に必需品を代行で買い物に行きます。

・調理 …… 利用者の希望の献立で調理いたします。

・掃除 …… 利用者の同意があれば、トイレ・お風呂・居室・押し入れ・玄関など、希望に応じて行います。

・洗濯 …… 利用者本人の衣類などの洗濯を行います。

(3) 通院等乗降介助

・介助 …… 通院等、車の乗降等に必要な介助

(4) その他のサービス

・介護相談 …… 利用者や家族の方の介護の悩みの相談に応じます。

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

＊介護保険負担割合証で2割又は3割負担の場合は、2割分又は3割分を請求させて頂きます。

【 料金表 －基本料金・昼間－ 】　　1単位 = 10.21 円　　地域区分(7級地)

区分	所要時間	訪問介護費(1回あたり)				
		単位数	基本利用料	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
身体介護	20分未満	163	1,664 円	167 円	333 円	500 円
	20分以上30分未満	244	2,491 円	250 円	499 円	748 円
	30分以上1時間未満	387	3,951 円	396 円	791 円	1,186 円
	1時間以上	567	5,789 円	579 円	1,158 円	1,737 円
	(30分を増すごとに加算)	82	+837 円	+84 円	+168 円	+252 円
援生助活	20分以上45分未満	179	1,827 円	183 円	366 円	549 円
	45分以上	220	2,246 円	225 円	450 円	674 円
通院乗降介助(1回につき)		97	990 円	99 円	198 円	297 円

	加 算	報酬単価	
加算	特定事業所加算(Ⅰ)	基本単位数の20%を加算	1割または2割または3割
	初回加算	200単位／回	
	緊急時訪問介護加算	100単位／回	
	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	総単位数の28．7%／月	

＊ 基本料金に対して、早朝(午前7時～午前8時)・夜間(午後6時～午後7時)帯は25%増しとなります。

＊ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

＊ やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

＊ 水郷荘では、特定事業所加算(Ⅰ)が認められる期間がほとんどです。

＊ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、自己負担額を変更します。

(2) 交通費

① サービスを提供する地域を越えて、訪問介護員が訪問する為に要した交通費は実費の支払いを受ける。なを、自動車を使用した場合の交通費は次の額の支払いを受ける。
稲敷市外 片道1kmにつき20円とする。

② 買い物代行サービスは、サービスの地域に関係なく利用者宅から買い物を行なう店舗までの往復の走行距離 1kmにつき20円とする。

③ 通院等乗降サービスは、サービスの地域に関係なく利用者宅又は病院等からの走行距離1kmにつき110円とする。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先　電話0299－79－2319)

ご利用の前日夕方5時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の1時間前までにご連絡いただいた場合	当該基本料金の50%
ご利用の1時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の100%

(4) その他

① 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

② 料金のお支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、25日までにお支払いください。
お支払いいただきますと、領収証を発行します。
お支払方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引落の3通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。
訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。
※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2)サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が介護保険施設に入所した場合
・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産 した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
・利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は, 文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出ください
男性ヘルパーの有無		
従業員への研修の実施	○	内部研修・外部研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	
訪問介護計画書の作成	○	

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご家族	氏 名	
	(続 柄)	
	連 絡 先	

8. 事故発生時の対応等

事故発生時の対応	施設は、介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかにご利用者のご家族・ご利用者の後見人又は身元引受人等関係者に連絡・報告を行うとともに、ご利用者の生命の安全の確保を最優先にした対応を講じます。
損害賠償	施設は、サービス提供によりご利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意を持って損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、施設に故意過失がない場合はこの限りではありません。また、ご利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
施設賠償責任保険	施設は、万一の事故の発生に備えて、「施設賠償責任保険」に加入しています。

9. サービス内容に関する苦情

① 当事業所相談・苦情担当　　電話　0299－79－2319

管理者　丹 波 雅 博

② その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村名　　稲 敷 市

担当　高齢福祉課介護保険係　　電話　029－892－2000(代表)

茨城県 国民健康保険団体連合会
担当　介護保険課苦情窓口　　電話　029－301－1565

10. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1　あり	実施日	
		評価期間名称	
		結果の開示	1　あり　2　なし
	2　なし		

11. 当事業所の概要

名称・法人種別　社会福祉法人　盡誠会
代表者役職・氏名　理事長　宮 本 二 郎
法人所在地・電話番号　茨城県稲敷市幸田1252　0299－79－2319
定款の目的に定めた事業
1、 特別養護老人ホームの経営
2、 老人短期入所事業の経営
3、 老人デイサービス事業の経営
4、 老人居宅介護等事業の経営
5、 障害福祉サービス事業の経営
6、 移動支援事業の経営
7、 保育所の経営
8、 地域子育て支援拠点事業の経営

年　月　日

訪問介護の提供開始にあたり、契約書及び重要事項説明書の内容について本書に基づきを説明を行いました。

事業者
所在地　茨城県稲敷市幸田1252
名称　社会福祉法人 盡 誠 会
理事長　宮 本 二 郎　印

説明者　所属　指定訪問介護事業所 水郷荘
氏名　印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

契約者　住所
氏名　印

利用者　住所
氏名　印